



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

靖国神社秋季例大祭にて

首相・閣僚は参拝及び真榊奉納等をしないでください

内閣総理大臣 高市早苗様

私たち日本キリスト教協議会(NCC)靖国神社問題委員会は、靖国神社の春季・秋季例大祭ごとに、歴代の首相に対して、日本国憲法第20条3項「政教分離原則」を厳格に守り、参拝や真榊等の奉納を行なわないように要請してきました。しかし、首相や閣僚らは、靖国神社の例大祭ごとに参拝及び真榊奉納を繰り返しています。こうした憲法違反の悪しき慣例を見直し、憲法を遵守した政治に改めるよう切に願います。

首相及び閣僚が、靖国神社で参拝や奉納を行う際のメディア報道によって、日本政府と靖国神社が特別な関係にあるかのように宣伝されています。こうしたことは、特定の宗教である靖国神社への関心を呼び起こし、援助、助長、促進する効果を持つと言わざるを得ません。首相らがその行為を、例え「私的なもの」と主張したとしても、政府を代表する者たちによるメディアを前にしての一連の行動は、「公的」な影響力を発揮するため、「私的」と言うことはできません。

靖国神社は、戊辰戦争以来、天皇の側に立って戦死した兵士を「英霊」として祀り、顕彰するために創られた神社であり、国民を積極的に戦争に動員し、国民を侵略戦争へと駆り立てる役割を果たしてきました。首相や閣僚らが、こうした歴史の反省を重く受け止めず、靖国神社への参拝・奉納等の行為を繰り返すことは、日本政府が歴史に対して無反省であることを国内外に宣明するのに等しいことです。

首相及び閣僚らが、一宗教法人である靖国神社の例大祭に、参拝や真榊奉納、さらに遥拝などもせず、憲法第20条3項に定める「政教分離原則」規定、及び第89条の「公金の支出の禁止」規定を厳格に遵守するよう要請します。

2026年10月5日

日本キリスト教協議会(NCC)靖国神社問題委員会
委員長 関伸子